様式第十五号（表面）中「公共職業安定所長殿」を「公共職業安定所長　殿」に、「所長」を「所属長」に改める。

様式第十六号（裏面）注意3中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長（ただし、教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付延長申請は公共職業安定所の長に限る。）」に改め、同注意4中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

様式第十八号（表面）中「公共職業安定所長殿」を「公共職業安定所長　殿」に、「所長」を「所属長」に改める。

様式第二十号（表面）中「公共職業安定所長殿」を「公共職業安定所長　殿」に、「所長」を「所属長」に改める。

様式第二十一号（表面）中「公共職業安定所長殿」を「公共職業安定所長　殿」に、「所長」を「所属長」に改める。

様式第二十一号（裏面）注意の1中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

様式第二十一号の三（表面）中「安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に、「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に、「(1)安定所紹介　(2)自己就職」を「(1)公共職業安定所又は地方運輸局紹介　(2)自己就職」に改める。

様式第二十一号の三（裏面）注意の4及び5中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第二十四号（表面）注意の4及び5中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第二十九号（表面）中「安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に、「公共職業安定所長　殿」を「公共職業安定所長　殿」に、

安定所欄
所長

を

所属長

に改める。

様式第二十九号（裏面）注意の1中「公共職業安定所長」を「公共職業安定所又は地方運輸局長」に、同注意8中「安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改め、同注意9中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣若しくは国土交通大臣」に改める。

様式第二十九号の二（表面）中「公共職業安定所長　殿」を「公共職業安定所長　殿」に、

安定所欄
所長

を

所属長

に改める。

様式第二十九号の二（裏面）注意の1中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に、「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第二十九号の三（表面）中「公共職業安定所長　殿」を「公共職業安定所長　殿」に、

安定所欄
所長

を

所属長

に改める。

様式第二十九号の三（裏面）注意の1中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に、「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第二十一号中「公共職業安定所長殿」を「地方運輸局長　殿」に改め、同注意の1中「公共職業安定所長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

様式第二十二号（表面）中「公共職業安定所長殿」を「公共職業安定所長　殿」に、「公共職業安定所関係」を「地方運輸局　関係」に、「所長」を「所属長」に改める。

様式第二十三号（裏面）注意の1中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

様式第二十五号（表面）中「5季節的雇用　6船員」を「5季節的雇用　6船員」に改める。

様式第二十五号（裏面）注意の2中「季節的雇用5，」を「季節的雇用5，　船員6」に改める。

（未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令の一部改正）

第十六条　未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令（昭和五十一年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「船員保険の事務を分掌する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

（立替払賃金の支給に関する処分の通知）

第五条の二　機構は、立替払賃金の支給に関する処分を行った場合は、遅滞なく、その内容を明らかにした通知書を請求者に交付しなければならない。

（返還等）

第五条の三　法第八条第一項又は第二項の規定による返還又は納付の命令は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

2　法第八条第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付は、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）又は都道府県労働局若しくは労働基準監督署に行わなければならない。